

～司法書士、宅地建物取引士による「空き家相談会」～
@須坂市

●空き家相談会の状況

空き家の売却や賃貸等の有効活用に向け、空き家を所有されている方・管理されている方、自宅や実家が空き家になる見込みの方を対象とした空き家相談会を8月10日（土）に実施しました。

お盆に合わせて相談会を実施したところ、県外からもご参加いただけ、当初予定していた12組を超える15組からのご相談があり、盛況に実施できました。

●相談の内容

2024年4月1日より相続登記の申請が義務化されたことを受け、相続に関する相談が約半数を占めました。その他では、空き家の売却、活用の他、将来空き家になる見込みの住宅について相談がありました。

- ① 相続登記が済んでいないが、手続きの流れについて教えて欲しい。
- ② 名義変更していない空き家について改装等は可能か。
- ③ 農振農用地の空き家の処分の進め方について。
- ④ 遠方に住んでいるが、空き家の管理・活用方法について相談したい。
- ⑤ 須坂市の空き家バンク、補助制度を教えてください。 など



●相談会後の状況

司法書士、宅地建物取引士、及び空き家活用について活動中の地域おこし協力隊員に分かれ相談内容の詳細をお伺いし、アドバイス等させていただきました。

後日、相続登記の申請に必要な書類の手続きや、空き家バンクへの登録のために市役所に来庁いただく等、相談会の効果が現れました。